

# ワクチン等移送用車両に係る駐車許可について

先般、厚生労働省と警察庁が協議し、新型コロナウイルスワクチン等の移送車両については、駐車規制から除外されることとなりました。

広島県における本件の取扱いについて、広島県警察に問い合わせた結果は次のとおりでしたので、お知らせいたします。

なお、詳細については警察署交通課窓口にお問い合わせください。

## 1 許可の形態

警察署長による駐車許可証

## 2 申請先

駐車する場所を管轄する警察署（交通課窓口）

## 3 ワクチン等移送用車両に係る駐車許可の対象

- (1) 対象となる車両  
ワクチン等を移送する用務のために使用する車両
- (2) 対象となる用務  
ワクチン等を移送する用務

## 4 提出書類等

- (1) 提出書類
  - ① 駐車許可申請書（A3） 1部  
（（公社）広島県トラック協会のHPにも掲載しています。）
  - ② 当該申請車両の自動車検査証の写し 1部
  - ③ 新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書 1部
- (2) 記載内容等に係る留意事項
  - ア 駐車許可申請書は、警察署でも記載可能
  - イ 申請書への押印は不要（訂正印も不要）
  - ウ 駐車する場所～申請時に判明している範囲で柔軟に対応
    - 例1）申請時において移送先が不明な場合  
駐車する場所を「〇〇市内の医療施設付近」と記載
    - 例2）移送先が多数あり一覧表となっている場合  
駐車許可申請書（A3）の右欄に移送先一覧を貼付して申請
  - エ 許可期間及び時間
    - 許可の期間は、最長1年
    - 時間帯は幅広くとって申請可能  
例）午前8時から午後6時までの間及び緊急移送時
  - オ 駐車を必要とする理由  
「行政目的の医薬品搬送」
- (3) その他留意事項
  - ア 移送先が複数の警察署管轄に及ぶ場合であっても、申請先の警察署で一括して許可を受理
  - イ 提出書類の「新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書」については市町にから発行されることとなっているので、証明書入手に関するお問い合わせは各市町に問い合わせを

## 5 許可証交付日

原則、当日

- ※ 受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までであるが、遅い時間になると交付日は翌開庁日となる可能性あり。

# 駐 車 許 可 申 請 書

年 月 日

警察署長 様

住所

申請者 氏名

電話

住所

主たる  
運転者 氏名

電話

駐車する場所	
駐車する時間	
駐車する車両	種類 車両番号
駐車の方法	
駐車を必要とする理由	
摘 要	

第 号

# 駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警察署長 印

## 駐車する場所・時間一覧表

	駐車する時間	駐車する場所
1	時 分から 時 分まで	
2	時 分から 時 分まで	
3	時 分から 時 分まで	
4	時 分から 時 分まで	
5	時 分から 時 分まで	
6	時 分から 時 分まで	
7	時 分から 時 分まで	
8	時 分から 時 分まで	
9	時 分から 時 分まで	
10	時 分から 時 分まで	
11	時 分から 時 分まで	
12	時 分から 時 分まで	
13	時 分から 時 分まで	
14	時 分から 時 分まで	
15	時 分から 時 分まで	

記載例その1

申請時に移送先が特定されていない場合

様式第6号の2 (第6条関係)

## 駐 車 許 可 申 請 書

令和3年4月26日

警察署長 様

住所 **広島市中区基町1-4**

申請者 氏名 **交通規制株式会社**  
代表取締役 **甲野 乙郎**

電話 **082-228-0110**

住所 **広島市中区基町9-42**

主たる 氏名 **福山 次郎**  
運転者 氏名 **福山 次郎**

電話 **090-1111-2222**

駐車する場所 **広島市中区内の医療施設付近**

駐車する時間 **令和3年4月27日から令和4年4月26日まで**  
**時間：午前8時から午後6時までの間及び緊急移送時**

駐車する車両 種類 **中型貨物車** 車両番号 **広島400あ9999**

駐車の方法

駐車を必要とする理由 **行政目的の医薬品搬送**

摘 要

第 号

## 駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警察署長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3とする。

### 駐車する場所・時間一覧表

駐車する時間		駐車する場所
1	時 分 時 分	
2	時 分 時 分	
3	時 分 時 分	
	時 分 時 分	
6	時 分 時 分	
	時 分 時 分	
8	時 分 時 分	
9	時 分 時 分	
10	時 分 時 分	
11	時 分 時 分	
12	時 分 時 分	
13	時 分 時 分	
14	時 分 時 分	
15	時 分 時 分	

押印は不要です。

申請時に移送先が特定していない場合は、「〇〇市内の医療施設付近」等と記載

許可期間は最長1年間  
時間帯は幅広くとって結構です。

「行政目的の医薬品搬送」に限定して記載

記載例その2

申請者が移送先リストを持参した場合

様式第6号の2 (第6条関係)

### 駐 車 許 可 申 請 書

令和3年4月26日

警察署長 様

住所 **広島市中区基町1-4**

申請者 氏名 **交通規制株式会社**  
代表取締役 **甲野 乙郎**

電話 **082-228-0110**

住所 **広島市中区基町9-42**

主たる 氏名 **福山 次郎**  
運転者

電話 **090-1111-2222**

駐車する場所	右一覽のとおり
駐車する時間	令和3年4月27日から令和4年4月26日まで 時間：午前8時から午後6時までの間及び緊急移送時
駐車する車両	種類 <b>中型貨物車</b> 車両番号 <b>広島400あ9999</b>
駐車の方法	
駐車を必要とする理由	<b>行政目的の医薬品搬送</b>
摘要	

第 号

### 駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警察署長 印

### 駐 車 する 場 所 ・ 時 間 一 覧 表

	駐車する時間	駐車する場所
1		
2	<b>移送先一覧</b>	
3	<b>1 広島市中区基町1-1</b>	<b>中央クリニック</b>
4	<b>2 広島市中区基町2-1-1</b>	<b>東胃腸内科</b>
5	<b>3 広島市中区基町3-1</b>	<b>西呼吸器循環器科クリニック</b>
6	<b>4 広島市中区基町4-4-4</b>	<b>南小児科クリニック</b>
7	⋮	
8	⋮	
9	⋮	
10	⋮	
11	⋮	
12	<b>53 広島市中区銀山町1-1-1</b>	<b>北産婦人科</b>
13	<b>54 広島市中区銀山町3-1-1</b>	<b>安南脳神経内科クリニック</b>
14	<b>55 広島市中区銀山町2-5-1</b>	<b>安北病院</b>
15		
	時	分まで

移送先が判明していても、移送先が多数あり、移送先リストを持参された場合は、リストを申請書の右欄に貼付して、申請を受理します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3とする。